

「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. 約款の趣旨 (略)</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出 (1)～(4) (略) (5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(申込者がある年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、申込者が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3. ～16. (略)</p> <p>17. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い (1) 申込者が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日または2024年の1月1日において、当金庫に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 (2) (略)</p> <p>18. ～29. (略)</p> <p>附則 成年年齢にかかる令和元年(追加)税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされま</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成28年1月制定) (平成28年7月改正) (平成29年11月改正) (平成31年1月改正) (令和2年3月改正) (令和3年4月改正) (令和4年4月改正)</p>	<p>1. 約款の趣旨 (同左)</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出 (1)～(4) (同左) (5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(申込者がある年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、申込者が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3. ～16. (同左)</p> <p>17. 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合の取扱い (1) 申込者が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日(削除)において、当金庫に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 (2) (同左)</p> <p>18. ～29. (同左)</p> <p>附則 成年年齢にかかる令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に(削除)読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなし</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成28年1月制定) (平成28年7月改正) (平成29年11月改正) (平成31年1月改正) (令和2年3月改正) (令和3年4月改正) (令和4年4月改正) (令和4年4月改正)</p>